

介護老人保健施設なごさ 利用料一覧（基本型）

令和6年8月1日現在

介護度	居室	負担限度額	介護保険一部負担額(単価)			介護保険外負担		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担		
			施設サービス費			居住費	食費	合計 (1日)	合計 (30日)	合計 (1日)	合計 (30日)	合計 (1日)	合計 (30日)	
			1割	2割	3割									
要介護1	個室	1床室	第1段階	717	1,434	2,151	550	300	1,567	47,010	/	/	/	
			第2段階				550	390	1,657	49,710				
			第3段階				1,370	650	2,737	82,110				
			2					1,360	3,447	103,410				
	第4段階	1,730	1,780	4,227	126,810	4,944	148,320	5,661	169,830					
	多床室	2床室	第1段階	793	1,586	2,379	0	300	1,093	32,790	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,613				48,390
							第3段階	430	650	1,873				56,190
							2		1,360	2,583				77,490
		第4段階	1,170	1,780	3,743	112,290	4,536	136,080	5,329	159,870				
		4床室	第1段階	793	1,586	2,379	0	300	1,093	32,790	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,613				48,390
第3段階							430	650	1,873	56,190				
2								1,360	2,583	77,490				
第4段階		460	1,780	3,033	90,990	3,826	114,780	4,619	138,570					
要介護2		個室	1床室	第1段階	763	1,526	2,289	550	300	1,613	48,390	/	/	/
				第2段階				550	390	1,703	51,090			
	第3段階			1,370				650	2,783	83,490				
	2							1,360	3,493	104,790				
	第4段階	1,730	1,780	4,273	128,190	5,036	151,080	5,799	173,970					
	多床室	2床室	第1段階	843	1,686	2,529	0	300	1,143	34,290	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,663				49,890
							第3段階	430	650	1,923				57,690
							2		1,360	2,633				78,990
		第4段階	1,170	1,780	3,793	113,790	4,636	139,080	5,479	164,370				
		4床室	第1段階	843	1,686	2,529	0	300	1,143	34,290	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,663				49,890
第3段階							430	650	1,923	57,690				
2								1,360	2,633	78,990				
第4段階		460	1,780	3,083	92,490	3,926	117,780	4,769	143,070					
要介護3		個室	1床室	第1段階	828	1,656	2,484	550	300	1,678	50,340	/	/	/
				第2段階				550	390	1,768	53,040			
	第3段階			1,370				650	2,848	85,440				
	2							1,360	3,558	106,740				
	第4段階	1,730	1,780	4,338	130,140	5,166	154,980	5,994	179,820					
	多床室	2床室	第1段階	908	1,816	2,724	0	300	1,208	36,240	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,728				51,840
							第3段階	430	650	1,988				59,640
							2		1,360	2,698				80,940
		第4段階	1,170	1,780	3,858	115,740	4,766	142,980	5,674	170,220				
		4床室	第1段階	908	1,816	2,724	0	300	1,208	36,240	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,728				51,840
第3段階							430	650	1,988	59,640				
2								1,360	2,698	80,940				
第4段階		460	1,780	3,148	94,440	4,056	121,680	4,964	148,920					
要介護4		個室	1床室	第1段階	883	1,766	2,649	550	300	1,733	51,990	/	/	/
				第2段階				550	390	1,823	54,690			
	第3段階			1,370				650	2,903	87,090				
	2							1,360	3,613	108,390				
	第4段階	1,730	1,780	4,393	131,790	5,276	158,280	6,159	184,770					
	多床室	2床室	第1段階	961	1,922	2,883	0	300	1,261	37,830	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,781				53,430
							第3段階	430	650	2,041				61,230
							2		1,360	2,751				82,530
		第4段階	1,170	1,780	3,911	117,330	4,872	146,160	5,833	174,990				
		4床室	第1段階	961	1,922	2,883	0	300	1,261	37,830	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,781				53,430
第3段階							430	650	2,041	61,230				
2								1,360	2,751	82,530				
第4段階		460	1,780	3,201	96,030	4,162	124,860	5,123	153,690					
要介護5		個室	1床室	第1段階	932	1,864	2,796	550	300	1,782	53,460	/	/	/
				第2段階				550	390	1,872	56,160			
	第3段階			1,370				650	2,952	88,560				
	2							1,360	3,662	109,860				
	第4段階	1,730	1,780	4,442	133,260	5,374	161,220	6,306	189,180					
	多床室	2床室	第1段階	1,012	2,024	3,036	0	300	1,312	39,360	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,832				54,960
							第3段階	430	650	2,092				62,760
							2		1,360	2,802				84,060
		第4段階	1,170	1,780	3,962	118,860	4,974	149,220	5,986	179,580				
		4床室	第1段階	1,012	2,024	3,036	0	300	1,312	39,360	/	/	/	
							第2段階	430	390	1,832				54,960
第3段階							430	650	2,092	62,760				
2								1,360	2,802	84,060				
第4段階		460	1,780	3,252	97,560	4,264	127,920	5,276	158,280					

(単位:円)

介護老人保健施設なぎさ 利用料一覧（基本型）

他に、下記の該当する利用料が加算されます。

(単位:円)

介護保険一部負担 加算項目		介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
加算名	サービス内容	1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
初期加算 I	急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し施設入所した場合	60	900	120	3,600	180	5,400
初期加算 II	入所した日から起算した30日間	30	900	60	1,800	90	2,700
短期集中リハビリテーション実施加算 I	入所後3ヶ月間の利用者へ短期集中的なリハビリテーションを行い1回評価を行うとともに評価結果を厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直している場合(1回)	258	実施回数×258	516	実施回数×516	774	実施回数×774
短期集中リハビリテーション実施加算 II	入所後3ヶ月間の利用者へ短期集中的なリハビリテーションを行った場合(1回につき)	200	実施回数×200	400	実施回数×400	600	実施回数×600
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 I	入所後3ヶ月間の認知症利用者へ短期集中的なリハビリテーションを行い1回評価を行うとともに評価結果を厚生労働省に提出し必要に応じて計画を見直している場合(1回につき)	240	実施回数×240	480	実施回数×480	720	実施回数×720
認知症短期集中リハビリテーション実施加算 II	入所後3ヶ月間の認知症利用者へ短期集中的なリハビリテーションを行った場合(1回につき)	120	実施回数×120	240	実施回数×240	360	実施回数×720
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者を受入れた場合	120	3,600	240	7,200	360	10,800
認知症行動心理症状緊急対応加算	認知症の症状悪化により、医師が在宅生活困難と判断した利用者を緊急入所した場合(連続して7日限度)	200	該当分加算	400	該当分加算	600	該当分加算
認知症専門ケア加算 I	入所者の総数のうち認知症の占める割合が1/2以上で専門的研修を受けたものが基準どおり配置している場合		3		6		9
認知症専門ケア加算 II	Iの基準に適合し指導に係る研修を受けたものを配置し指導等を行っていること。介護・看護職員ごとの研修計画を作成し研修を実施した場合		4		8		12
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 I	在宅復帰・在宅療養指標が40以上で、その他算定要件を満たした場合	51	1,530	102	3,060	153	4,590
在宅復帰・在宅療養支援機能加算 II	在宅復帰・在宅療養指標が70以上で、その他算定要件を満たした場合	51	1,530	102	3,060	153	4,590
入所前後訪問指導加算 I	入所前に入所者宅等を訪問し退所を念頭に置いた計画策定と診療方針の決定を行った場合		450		900		1,350
入所前後訪問指導加算 II	入所前に入所者宅等を訪問し退所を念頭に置いた計画策定と診療方針の決定を行い、生活機能改善目標及び退所後も含めた支援計画を作成した場合		480		960		1,440
入所前連携加算 I	入所予定日前後30日以内に、退所後の居宅サービス等の利用を方針を定め、入所期間が1月を超えて退所するに先立ち、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合(1回限り)		600		1,200		1,800
入所前連携加算 II	居宅サービス等に必要情報を提供し当該居宅支援事業所と連携して居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合(1回限り)		400		800		1,200
退所時情報提供加算 I	居宅へ退所する利用者について退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を発行した場合(1回限り)		500		1,000		1,500
退所時情報提供加算 II	医療機関へ退所する利用者について退所後の主治医に対して診療状況を示す文書を発行した場合(1回限り)		250		500		750
退所前連携加算 I	入所予定日前後30日以内に、退所後の居宅サービス等の利用を方針を定め、入所期間が1月を超えて退所するに先立ち、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合(1回限り)		600		1,200		1,800
退所前連携加算 II	入所期間が1月を超えて退所するに先立ち、指定居宅介護支援事業所に情報提供した場合(1回限り)		400		800		1,200
試行的退所時指導加算	当該入所者の試行的退所時に、退所後の療養指導を行った場合		400		800		1,200
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I イ	入所後1月以内にかかりつけ医に処方内容を変更する可能性があることについて合意を得て変更があった場合かかりつけ医に情報提供し記録を行った時(退所時に1回)		140		280		420
かかりつけ医連携薬剤調整加算 I ロ	Iイの要件に適合していること。また施設において入所中に服用薬剤の総合的な評価及び調整を行い、かつ療養上必要な指導を行うこと(退所時に1回)		70		140		210
かかりつけ医連携薬剤調整加算 II	Iイ又はロを算定していること。また服薬情報を厚生労働省に提出し処方にあたって適切な実施のために必要な情報を活用している場合(退所時に1回)		240		480		720
かかりつけ医連携薬剤調整加算 III	IIを算定していること。退所時において処方されている内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合(退所時に1回)		100		200		300
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を基準以上配置しており栄養マネジメントや低栄養状態の改善に向けた取り組みを実施し、入所者の栄養状態の改善・維持に努めている場合。多職種が共同して栄養ケア計画書を作成し、その内容を厚生労働省に提出し、必要な情報	11	330	22	660	33	990
経口移行加算	経管栄養から経口摂取に移行するための栄養管理を行っている場合(180日間まで)	28	840	56	1,680	84	2,520
経口維持加算 I	著しい誤嚥が認められる利用者に対し特別な管理を行っている場合(1月当り)		400		800		1,200
経口維持加算 II	経口維持加算 I 算定者の食事観察や会議へ歯科医師等が加わり特別な管理を行っている場合(1月当り)		100		200		300
口腔衛生管理加算 I	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が利用者に対し、口腔ケアを月2回以上行った場合		90		180		270
口腔衛生管理加算 II	Iの要件に加え、口腔衛生等に係る情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した時		110		220		330
緊急時施設療養費	緊急時やむを得ない事情により施設で治療を行った方(月1回連続して3日限度)	518	該当分加算	1,036	該当分加算	1,554	該当分加算
特定治療	やむを得ない事情により行われた治療・医科点数表により算定		医科点数×10円		医科点数×10円×2		医科点数×10円×3
所定疾患施設療養費 I	肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎(肺炎・尿路感染症は検査が必要)への治療を行い記録に記載、その情報を公表した場合(連続して7日限度)	239	該当分加算	478	該当分加算	717	該当分加算
所定疾患施設療養費 II	同上。また医師が感染症対策に関する研修を受講している場合(連続して7日限度)	480	該当分加算	960	該当分加算	1,440	該当分加算
ターミナルケア加算	死亡日45日前から31日前にターミナルケアが行われた場合、死亡日から遡って請求	72	該当分加算	144	該当分加算	216	該当分加算
	死亡日30日前から4日前にターミナルケアが行われた場合、死亡日から遡って請求	160	該当分加算	320	該当分加算	480	該当分加算
	死亡日の前2日及び3日にターミナルケアが行われた場合、死亡日から遡って請求	910	該当分加算	1,820	該当分加算	2,730	該当分加算
	死亡日にターミナルケアが行われた場合		1,900		3,800		5,700
夜勤職員配置加算	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たし都道府県知事に届け出た場合		24		48		72
療養食加算	治療のため医師の発行する食事せんに基づき提供された食事を摂取している方(1日につき3回)		6		12		18
外泊時費用	外泊日の初日と帰所日を含まない日(月6日限度)	362	該当分加算	724	該当分加算	1,086	該当分加算
サービス提供体制強化加算 I	介護福祉士が80%以上又は動続10年以上の介護福祉士が35%以上		22		44		66
サービス提供体制強化加算 II	介護福祉士が60%以上		18		36		54
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 I	IIの要件に加え口腔衛生管理加算 II および栄養マネジメント加算を算定している場合 (I、IIは併算定不可)		53		106		159
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算 II	多職種が共同し実施計画書を入所者または家族に説明、リハビリの質の管理をしていること。また計画書の内容を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合。(月1回)		33		66		99
褥瘡マネジメント加算 I	入所時の評価と定期的な評価を行い、結果等を厚生労働省に提出し当該情報を活用した時(月1回)		3		6		9
褥瘡マネジメント加算 II	Iの算定要件を満たし、入所時の評価の結果リスクがあるとされた入所者について褥瘡の発生がなかった場合(I・IIは併算定不可)		13		26		39

## 介護老人保健施設なぎさ 利用料一覧（基本型）

他に、下記の該当する利用料が加算されます。

（単位：円）

加算名	サービス内容	介護保険 1割負担		介護保険 2割負担		介護保険 3割負担	
		1日	30日間	1日	30日間	1日	30日間
排泄つ支援加算Ⅰ	要介護状態の軽減の見込みについて評価し結果を厚生労働省に提出、当該情報を活用すること。入所者ついで多職種が協働して排泄支援計画を作成し、計画に基づき支援し、3月に1回、支援計画を見直しした場合（月1回）		10		20		30
排泄つ支援加算Ⅱ	Iの算定要件を満たし、排便・排尿の状態の一方が改善し、悪化が無い場合。またはオムツ使用から使用なしに改善した場合。（月1回）		15		30		45
排泄つ支援加算Ⅲ	Iの算定要件を満たし、排便・排尿の状態の一方が改善し、悪化が見られずオムツ使用から使用なしに改善した場合。（月1回）		20		40		60
科学的介護推進体制加算Ⅰ	入所者の心身状況等の係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合（月1回）		40		80		120
科学的介護推進体制加算Ⅱ	上記に加え、疾病や服薬情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用した場合（月1回）		60		120		180
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者が配置され安全対策を実施する体制が整備されている場合		20		40		60
自立支援促進加算	医師が入所者ごとに医学的評価を行い自立支援計画に参加した場合（月1回）		300		600		900
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	介護職員等処遇改善のため一定基準を満たした場合、介護保険一部負担額に対して算定	所定単位数×7.5%		所定単位数×7.5%		所定単位数×7.5%	
生産性向上推進体制加算Ⅰ	IIの要件を満たしデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。見守り機器等のテクノロジーを複数導入しており役割分担の取組等を行っている場合		100		200		300
生産性向上推進体制加算Ⅱ	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に1年に1回オンラインでデータを提出している場合		10		20		30
協力医療機関連携加算1	入所者等の病状が急変した場合において協力医療機関の医師または看護職員が相談、診療、入院の受け入れ体制を確保し定期的に協力医療機関と情報共有する会議を行っている場合		100		200		300
協力医療機関連携加算2	上記以外の場合		5		10		15
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ	第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の体制を確保し協力医療機関等と発生時等に連携し対応かつ医療機関または地域の医師会が行う研修または訓練に年に1回以上参加している場合		10		20		30
高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合		5		10		15
新興感染症等施設療養費	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保しかつ適切な感染対策を行った上で介護サービスを行った場合	240	該当分加算	480	該当分加算	720	該当分加算
認知症チームケア推進加算Ⅰ	入所者総数のうち認知症入所者の占める割合が2分の1以上であり認知症介護の指導に関する専門的な研修を修了している者を1名配置、かつ認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる。認知症ケアについて定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っている場合		150		300		450
認知症チームケア推進加算Ⅱ	認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合		120		240		360
退所時栄養情報連携加算	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者または低栄養状態であると医師が判断した入所者を対象とし管理栄養士が退所先の医療機関等に対して栄養管理に関する情報を提供した場合（月1回）		70		140		210